

第 24 パッケージ型自動消火設備

パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する基準は、「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成 16 年消防庁告示第 13 号。以下、「13 号告示」という。）及び「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第 1 条第 2 項の規定に基づくパッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件等の運用上の留意事項について」（平成 28 年 2 月 23 日付消防予第 48 号）の規定によるほか、次によること。

1 設置要件

13 号告示第 3 の規定によるほか、同告示第 3 第 2 号に規定する「易燃性の可燃物」とは、表皮が合成皮革製のソファ等で特に燃焼速度が速いものとして次に該当するものをいう。

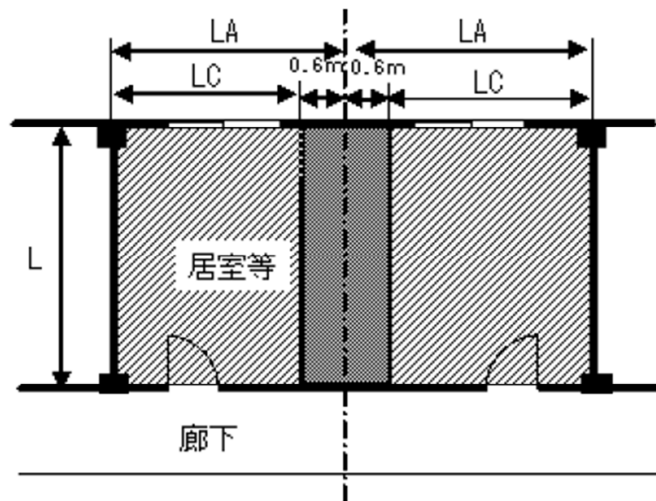
- (1) 座面（正面幅がおおむね 0.8m 以上あるものに限る。）及び背面からなるもの
- (2) 表皮が合成皮革、クッション材が主にポリウレタンで構成されているもの

2 設置維持の基準

13 号告示第 4 及び第 5 の規定によるほか、次によること。

- (1) 同時放射区域が隣接する場合における防護面積は、隣接する部分（壁、戸等により区画されない部分をいう。）に限り、0.6m 長くすることができる。

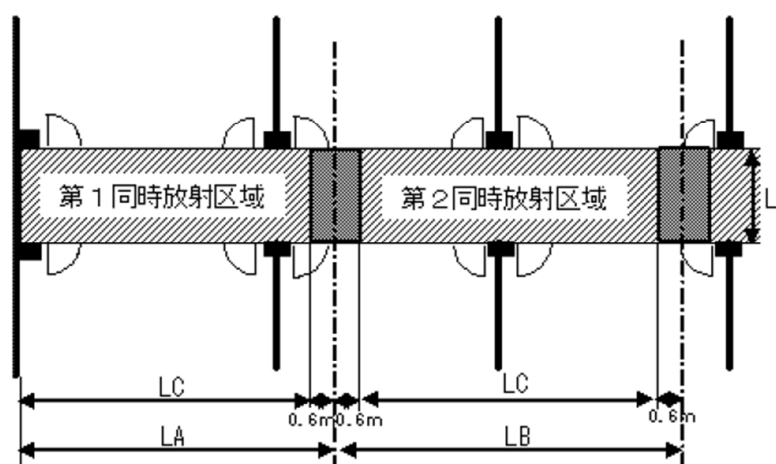
ア 1 の居室等を 2 の同時放射区域とする場合



同時放射区域 $L \times LA = L \times (LC + 0.6)$

この場合において、パッケージ型自動消火設備の防護面積は $L \times (LC + 0.6)$ とすることができる。

イ 廊下、通路等を2以上の同時放射区域とする場合



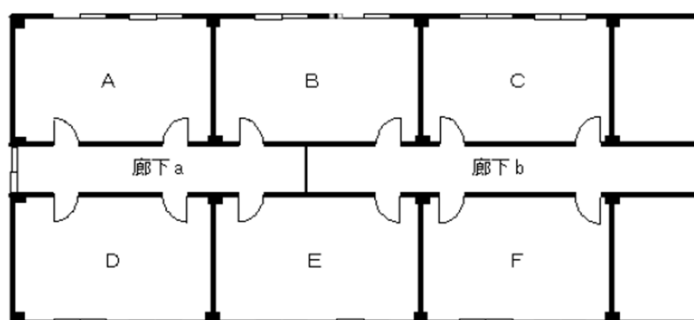
第1同時放射区域 $L \times LA = L \times (LC + 0.6)$

第2同時放射区域 $L \times LB = L \times (0.6 + LC + 0.6)$

この場合において、パッケージ型自動消火設備の防護面積は $L \times (LC + 0.6)$ 又は $L \times (0.6 + LC + 0.6)$ とすることができる。

(2) 13号告示第4第6号(1)に規定する「隣接する同時放射区域」とは、火災が発生した場合において延焼するおそれのある、当該同時放射区域に接している区域等を全部含むものであること。

ア 同時放射区域の考え方

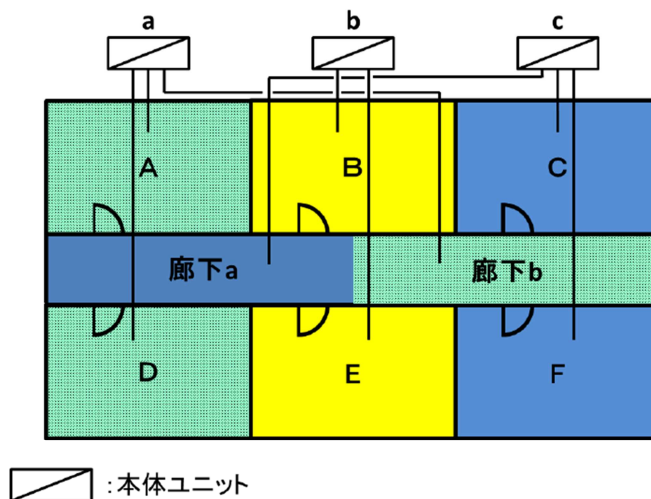


	A	B	C	D	E	F	廊下a	廊下b
A	-	○					○	
B	○	-	○				○	○
C		○	-					○
D				-	○		○	
E				○	-	○	○	○
F					○	-		○
廊下a	○	○		○	○		-	○
廊下b		○	○		○	○	○	-

備考1 ○印は、隣接するものを示す。

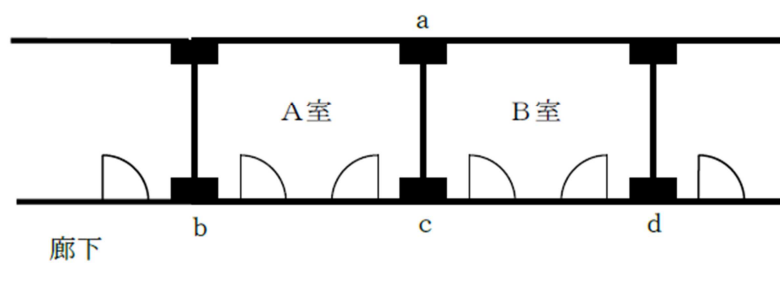
2 廊下a及び廊下bは、同時放射区域(13 m²)で区画した場合とする。

3 各室は1の同時放射区域となっている。



備考1 廊下a及び廊下bは、同時放射区域(13㎡)で区画した場合とする。
2 各室は、一の同時放射区域となっている。

イ 隣接する同時放射区域において、パッケージ型自動消火設備を共用する場合は、次によること。



(1) A 室と B 室間において共用できる場合 (a-c間が右の事項を満たす場合)	耐火構造若しくは準耐火構造又はこれらと同等以上の防火性能を有する壁等で区画されていること。 なお、A 室と B 室間に開口部がある時は、当該部分に防火設備が設けられていること。
(2) A 室と B 室間において共用できない場合 (a-c間が右の事項に該当する場合)	上記事項を満たしていない場合 (例：ふすま、障子その他これらに類するもので区画されている。)
(3) A 室又は B 室と廊下において共用できる場合 (b-c間又はc-d間が右の事項に該当する場合)	耐火構造若しくは準耐火構造又はこれらと同等以上の防火性能を有する壁等で区画されていること。 なお、A 室又は B 室と廊下の間に開口部がある時は、当該部分に防火設備が設けられていること。

3 パッケージ型自動消火設備の設置方法

パッケージ型自動消火設備の設置については、次によること。

- (1) パッケージ型自動消火設備は認定品を使用すること。
- (2) 13号告示第5、8に規定する受信装置、作動装置、消火薬剤貯蔵容器等の設置場所については、屋内消火栓設備の基準2(1)ア及びイ(ア)、(イ)を準用すること。